

国民年金・厚生年金保険
障害給付（障害厚生）
受付・点検事務の手引き

（年金事務所・事務センター用）

日本年金機構本部
障害年金業務部

はじめに

国民年金・厚生年金保険の障害給付に係る受付・点検事務については「業務マニュアル・年金給付・IV進達」に基づいて行っているところですが、年金請求の原因となった傷病の発病日・初診日や障害認定日を的確に把握し、障害の状態を反映できる診断書や有効な受診状況等証明書を提出していただく、病歴・就労状況等申立書を適切に記載していただく等、請求者個々の傷病や障害が多岐にわたる中で、その状態に応じた的確な事務処理が求められるところです。

本冊子は、日本年金機構版として障害年金業務部がまとめたものです。本冊子が、障害厚生年金の年金事務所・事務センターでの受付・点検事務の一助となり、迅速かつ正確な障害給付決定処理等に繋がることができれば幸いです。

なお、障害認定は、通知（障害認定基準等）により実施されておりますが、個別のケースにおいて、医学的判断に委ねるべきこともありますので、断定的な説明によるトラブルの発生がないように、適切な対応をお願いいたします。

平成25年 6月

目 次

《障害厚生年金制度の概要》	2
『年金請求』編	
1 年金請求書の受付・点検	4
* 1 請求事由（年金請求書㊸欄）の確認について	8
* 2 事後重症による年金請求が決定された後の「障害認定日による請求」 の取扱い	10
2 診断書	13
「眼」様式第120号の1	16
「聴覚・鼻腔・平衡・そしゃく・嚥下・言語」様式第120号の2	18
「肢体」様式第120号の3	20
「精神」様式第120号の4	24
「呼吸器」様式第120号の5	28
「循環器」様式第120号の6－（1）	32
「腎・肝・糖尿病」様式第120号の6－（2）	36
「血液・造血器・その他」様式第120号の7	40
3 病歴・就労状況等申立書	44
4 初診日（発病日）の証明	46
5 被保険者記録の整備	53
6 年金請求書登録処理	53
7 資格要件・納付要件	55
8 発病日・初診日のとらえ方	57
9 相当因果関係の考え方	67
10 障害の併合	69
『障害年金受給権者等の手続き』編	
1 障害状態確認届	74
2 障害給付 額改定請求書	74
3 支給停止事由消滅届	75
4 障害者特例・繰上げ調整額請求書	76
5 加算額・加給年金額対象者障害該当届 加算額・加給年金額加算開始事由該当届	76
6 障害状態認定表（障害による一部繰上げ請求用）	81
『受給権者等障害状態および遺族給付因果関係の認定』編	
1 受給権者等障害状態の認定	83
2 遺族給付因果関係の認定	84

《障害厚生年金制度の概要》

1 対象となる障害

疾病、負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について、その傷病の初診日（発病日）に厚生年金保険の被保険者であれば、厚生年金保険の給付対象となります。

また、年金請求者が二つの傷病を持っていても、それぞれの傷病ごとに、給付対象の可否及び障害の程度を認定することとなります（「初めて2級」の請求を除く）。

* 「これらに起因する疾病」とは、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかつたであろうという関係にある場合をいいます。

* 発病日・初診日については、57ページから58ページを参照してください。

2 障害の程度

障害の程度については、次の政令に定められています。

- ・国民年金法施行令別表（障害等級1、2級）
- ・厚生年金保険法施行令別表第1（障害等級3級）
- ・厚生年金保険法施行令別表第2（障害手当金）

また、これらをさらに具体化したものとして、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」があります。

3 障害の程度の認定時期

(1) 障害認定日

初診日から1年6月を経過した日又は1年6月以内にその傷病が治った日（症状が固定した日を含む）。

(2) 事後重症

障害認定日に障害の状態に該当しない場合は、年金請求をした日（受付日）。

* 障害手当金

初診日から5年を経過する日までの間で傷病が治った日（症状が固定した日を含む）において、厚生年金保険法施行令別表第2に定める障害の状態に該当した場合。

4 保険料納付要件

初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、支給されません。(厚年法47)

ただし、当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除きます。(厚年法附(60)64①)

※初診日の時期によって異なるので、56ページを参照下さい。

5 新法と旧法(昭和60年改正前)

受給権発生日が昭和61年4月1日前か以後かにより区分されます。すなわち、障害認定日が昭和61年4月1日前で、障害認定日に受給権が発生するものは、旧法が適用されます。法律だけでなく認定基準も旧基準で認定されます。

また、昭和61年4月1日以後に受給権が発生する新法適用者であっても、発病が昭和61年4月1日前の場合は、被保険者期間中に発病していること、初診日が昭和61年4月1日以後の場合は初診日において被保険者であることが必要です(94ページ参照)。

なお、必要とされる保険料納付要件や加入期間要件についても、その当時施行されていた法律の要件が(読み替えられて)適用されます。詳しくは、56ページを参照してください。

6 併合認定

障害給付の併合は、次の三種類あります。

① 併合

それぞれ2級以上(過去に2級以上であったものを含む。)の障害年金を併合する場合

② 初めて2級

二つ以上の傷病による障害を併合して、初めて2級以上の障害となる場合(初診日が前にある前発障害は、2級以上になったことがない障害であり、資格要件、納付要件等は問わない)

③ 併合改定

2級以上(過去に2級以上であったものを含む。)の障害年金に、2級以上に該当しない程度の障害が発生し、併合の結果、上位等級に該当する場合

C : 「⑥住所」欄

- ・ 都道府県名の記入は必要ありませんが、特別区（東京 23 区）は区から、町村のときは「郡」から、それ以外は「市」から、記入することになっています。町村や区（特別区を除く）から記入されていることがありますので、郡や市から記入するように受付時に指導してください。
また、団地名、マンション名などの記入漏れがないか確認してください。
 - ・ 住所にフリガナが記載されていないケースがよく見受けられます。進達前に点検し、記入されていない場合又は通称名が記載されている場合は、補正してください。
 - ・ 決定通知書を年金請求者以外の者への送付を希望される場合は、「委任状」を添付してください。
- ※ 記載された住所と住民票上の住所が異なる場合等、住民票コードの収録処理ができないことがあります。決定後、住民票コードの収録状況を確認の上、未収録の場合は年金事務所にて適宜対応願います。

D : 「⑦受取機関」欄

- ・ 金融機関コード・支店コード・預金通帳の口座番号が正確に記入されていないと振込不能となります。誤読のない文字で正確に記入されているか確認してください。
 - ・ 「預金通帳の口座番号」欄に、支店番号（店番）及びハイフンが記載されていると振込不能となる事例がありますので、支店番号及びハイフンは記載しないようにしてください。
 - ・ ゆうちょ銀行（郵便局）を希望された場合、「貯金通帳の口座番号」が正確に記入されているか、また、ゆうちょ銀行（郵便局）の証明印が漏れていないか確認してください。
- ※ 「金融機関名（金融機関コード）、支店名（支店コード）、口座番号、口座名義人」については、（指示・依頼）給付指 2011-287 に基づき確認願います。

E : 「⑧配偶者・子」欄

- ・ フリガナならびに障害の状態の有無について、記入漏れがないか確認してください。
- ※ H23.4以降の加算の扱いについては、（情報提供）給付情 2011-40、（指示・依頼）給付指 2011-88・給付指 2011-147 に基づき整備願います。

F : 「⑩欄 公的年金制度等から年金を受けているか

- ・ 今請求とは別に公的年金を受給中（停止中含）・請求中の場合には必ず記入ください、また障害基礎年金の場合は予めその決定時や障害状態確認届・額改定請求書提出時の資料を添付ください。
また、保管無き場合はその旨を記載ください。

G : 「⑬履歴」欄

- ・ 事業所名、所在地及び勤務（加入）期間について、請求者本人に記入させてください。あるいは被保険者記録画面等の貼付とする場合は、請求者の署名捺印をお願いします。

H：「請求事由区分」欄

※ 請求傷病が複数ある場合は、それぞれについて分かるように記入してください。

1. 認定日請求

- ・ 障害認定日、つまり初診日から1年6月（初診日から1年6月を経過する前に症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときはその日）の障害の状態を審査希望するときは、「1」を○で囲んでください。

なお、「1」に○がつけられているにもかかわらず、障害認定日の診断書が添付されていないケースが見受けられます。必ず障害認定日の診断書を添付してください。

また、障害認定日による請求で請求日（年金事務所等の受付日）が障害認定日から1年以上経過しているときは、請求日における障害の状態を明らかにする診断書も必要になります。

2. 事後重症請求

- ・ 請求時点の障害の状態を審査希望するときは、「2」を○で囲んでください。

- ・ 理由欄は、「1. 2. 3.」いずれかを○で囲み「3.」の場合は、その理由を具体的に記入して下さい。

(注) 障害認定日による請求意思はあるが、障害認定日の診断書が提出できない場合は、事後重症による請求となりますので、その旨請求者に十分説明のうえ、「2」を○で囲んでください。

3. 初めて1・2級請求

複数の傷病の障害の状態によって障害の程度が初めて国民年金法施行令別表の2級以上に該当したとして年金請求をするときは、「3」を○で囲んでください。

H

この請求は、左の右にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれかに該当し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 障害認定日による請求
2. 事後重症による請求
3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求

「2」を○で囲んだときは右側の該当する理由の番号を○で囲んでください。

1. 初診日から1年6月目の状態で請求した結果、不支給となった。
2. 初診日から1年6月目の状態は良かったが、その後悪化して症状が悪くなった。
3. その他（理由）

「1」は「1」に○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号・年金コード等を記入してください。

障害名	1.	2.	3.
傷病の発生した日	初診日	認定日	認定日
初診日	年月日	年月日	年月日
初診日において加入していた年金制度	1. 国民 2. 厚生 3. 共済	1. 国民 2. 厚生 3. 共済	1. 国民 2. 厚生 3. 共済
現在傷病はなおっていますか。	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ
なおっているときは、なおった日	年月日	年月日	年月日
傷病の原因は業務上ですか	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ
この傷病について若し示す制便から障害給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。	1. 労働者補償法 2. 国民健康法 3. 国民年金法 4. 国民年金法関係法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校医補員及び学校医補員の公務員補償に関する法律	1. 労働者災害補償法 2. 国民健康法 3. 国民年金法 4. 国民年金法関係法	1. 労働者災害補償法 2. 国民健康法 3. 国民年金法 4. 国民年金法関係法
受けとれるときは、その給付の種別を番号○で囲み、支給の発生した日を記入してください。	1. 障害給付 (障害給付)	1. 障害給付 (障害給付)	2. 傷病補給 (傷病年金)

生計維持証明

右の番号は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。

氏名	性別	氏名	性別
請求者 (証明者)			
氏名 (請求者との関係)			

① 配偶者 および子

② この申立ては、国民委員、町内会長、孝親生、年金委員、孝生などの第三者の証明に代えることができます。

③ 1. 請求者によって生計維持していた者について記入してください。

氏名	年齢	所得額	所得区分
(1) 配偶者について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	()	甲
(2) 子(名) について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	()	甲
(3) 子(名) について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	()	甲
(4) 子(名) について年収は、850万円未満ですか。	はい・いいえ	()	甲

2. 上記1で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時のおおむね1年以内に850万円未満となる見込みがあります。

④ 平成5年11月31日までに受給権が発生している方は「850万円未満」となります。平成 年 月 日提出

申請者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、押印は不要です。

○現在、配偶者が市(区)町村から児童扶養手当を受けている方へ
給付年金の子の加算と児童扶養手当の両方を受けることはできません。
同一の子を対象としたお家への障害年金の子の加算と、配偶者へ支払われている児童扶養手当は、どちらか一方のみ受給が可能です。

I：「過去の障害給付受給状況」欄

- ・ 過去に障害給付を受けたことがあるときは、その名称と年金証書の基礎年金番号・年金コード等を記入してください。(平成6年法律改正前に3年失権した者が、その後の悪化により請求があった場合は必ず記入してください。)

J：「傷病名」欄

- ・ 障害の原因である傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者期間中である請求傷病について記入してください。ただし、障害の程度が軽い等で請求傷病としない傷病は記入しないでください。

- ・ (1)欄で3の「初めて1級または2級」に○をつけたときは、必ず複数の傷病名が記入されることとなります。傷病名と診断書等を各々突き合わせ、診断書がない場合には請求意思を本人に確認してください。
- ・ 請求書に記入されている傷病のすべてについて、受診状況等証明書、病歴・就労状況等申立書及び診断書を添付してください。添付できない傷病については、記入しないでください。
- ・ 診断書①欄の傷病名と一致しているか確認してください。

K:「業務上」欄

- ・ 「はい」の場合、給付の決定状況について分かる書類を添付してください。労災請求中で添付できない場合は、その旨記載してください。なお、新法船員保険での職務上の事由による請求は機構では取扱をしません。(指示・依頼) 障害指 2011-01・給付指 2011-92を参照ください。

L:「生計維持証明」欄

- ・ 受給権が発生すると思われる時点での生計維持関係について、記載されているか確認してください。

※「障害認定日による請求」の場合は、障害認定日時点となります。

- ・ ⑧欄に記入した配偶者及び子の年収が850万円(平成6年11月8日以前の受給権発生者は600万円)未満かどうか記入してください。「配偶者・子」欄が記入されているにもかかわらず、「生計維持証明」欄が未記入のものがありません。「配偶者・子」欄が記入されているときは、必ず「生計維持証明」欄も記入するよう指導してください。

なお、生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについては、(情報提供) 給付情 2011-40、(指示・依頼) 給付指 2011-115を参照ください。

※戸籍・住民票・所得証明(年度に注意)等の書類は、請求時に必ず整備してください。

※加対者がなく住民票コードの記載により代用する場合は、必ず照会の印字を添付ください。

注1 記入内容等に不明な点や、該当の診断書の添付がないときは、返戻させていただく場合があります。

注2 事後重症により年金決定された後に障害認定日による請求に変更する旨の申立てのケースが多く見受けられ、処分後にトラブルになることがあります。トラブルになるケースとしては、受付時に障害認定日による請求について説明を受けていなかったなどがありますので、受付時に請求者本人の意思確認を十分に行った上で、該当する番号に○をつけるようお願いいたします。

また、訂正する場合は、訂正箇所には必ず請求者の訂正印を押印するようお願いいたします。

特に、障害認定日請求から事後重症請求等に変更する場合、処分後にトラブルとならないよう、請求者本人に意思確認をしたうえで、事務所の「確」印ではなく、請求者本人に「訂正印」を押させてください。

※ 1 請求事由（年金請求書⑩欄）の確認について

この欄については、6～7ページで説明しましたが、請求者が請求権を行使することによって受給権及び支分権が発生する大変重要な箇所ですので、請求者にその旨を周知するとともに、請求事由の趣旨を十分に説明してください。

⑩（1）欄の項番1～3には、必ず○を付すこととされていますが、それぞれについて次の事項に留意してください。また、相当因果関係のない傷病について、複数請求がある場合は、それぞれの請求事由が分かるように（矢印を引っ張るとか、傷病名の上に請求事由を明記する等）記載してもらってください。

（1）障害認定日による請求

- ・ 障害認定日分の診断書（障害認定日より3月以内の現症のもの）を添付してください。
※ 障害認定日が、初診日から1年6月以内に以下の①～⑦に該当する場合は、原則として該当した日より3月以内（その状態が安定した時期）の現症の診断書が必要です。
- ・ 障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合（遡及認定日請求）は、直近の診断書（年金請求日前3月以内の現症のもの）も併せて添付してください。
※ 「障害認定日において受給権が発生しない場合は、事後重症請求をします」旨が記載された「障害給付 請求事由確認書」を提出させてください。（11ページ参照）
- ※ 障害認定日が、初診日から1年6月以内に以下の①～⑦に該当したことのみの審査を希望される場合は、その事実が確認できる診断書であれば、直近の診断書1枚でも差し支えありません。

◎ 障害認定日について

障害認定日は原則として、「初診日から起算して1年6月を経過した日」または「1年6月以内に治った場合には治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）」をいいます。ただし、次にあげる日が、初診日から1年6月未経過のときは、その日が障害認定日となりますのでご注意ください。また、この場合は、障害認定日において受給権が発生するため、「事後重症による請求」とすることができません。

- ①人工透析療法を行っている場合は、透析を受け始めてから3月を経過した日
- ②人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日
- ③心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した場合は、装着した日
※ 人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT・CRT-Dについては、（情報提供）給付情 2011-93 を参照ください。
- ④人工肛門又は新膀胱の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日
- ⑤切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日（障害手当金又は旧法の場合は、創面が治癒した日）
- ⑥喉頭全摘出の場合は、全摘出した日
- ⑦在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日

◎ 遡及認定日請求について

障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合（遡及認定日請求）は、直近の診断書（年金請求日以前3月以内の現症のもの）も併せて添付してください。

また、上記（1）の①～⑦に該当する場合は、初診から1年6月前である治った日が障害認定日となりますので、原則として障害認定日より3月以内（その状態が安定した時期）の現症の診断書が必要です。

ただし、上記（1）の①～⑦に該当することのみの審査を希望（例：心臓ペースメーカーの場合は、術後の経過及び予後等の総合的判断を希望しない）される場合は、その事実が確認できる診断書であれば、直近の診断書1枚でも差し支えありません。

◎ 「障害給付 請求事由確認書」について

請求者が「障害認定日による請求」を希望した場合（障害認定日と年金請求日が1年以上遡及する遡及認定日請求に限る。）においては、「障害認定日において受給権が発生しない場合は、事後重症請求をします。」旨が記載された確認書（11ページの参考様式参照）を提出するよう、請求者にご指導願います。

※この確認書は、「障害認定日による請求」についての審査請求を制限するものではありません。

※この確認書を提出されない場合は、「障害認定日による請求」しか行わないものとして、障害認定日のみの審査（「事後重症による請求」としての審査はしない）となります。従って、トラブル防止のため、不備返戻を行い「確認書」の提出意思を確認する場合がありますのでご承知おきください。

◎ 請求者が初診日と考えていた日が、審査の結果により、前後する場合があります。このような場合、請求事由の再確認が必要となることがあるため、請求者にご説明願います。

（2） 事後重症による請求

- ・請求日分の診断書（請求日前3月以内の現症のもの）を添付してください。
- ・下欄（「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。）の1～3のいずれかに○が付されていることを確認してください。
- ※「3 その他」の理由として、「知らなかった」と記載されている例を見かけますが、知らなくても障害認定日分の診断書が提出されれば、「障害認定日による請求」は可能ですので、障害認定日分の診断書が提出できないことによる理由であれば「障害認定日分の診断書が提出できないため」と記載願います。また、傷病手当金との重複を避けるためとの理由も、障害認定日分の診断書を提出できない理由とはならないため、不可です。

(3) 初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求

- ・ 前発傷病、基準傷病それぞれの診断書（請求日前3月以内の現症のもの）を添付してください。
※前発傷病、基準傷病の診断書が同一のもので、それぞれの障害の状態がわかる場合は、1枚でも差し支えありませんが、「傷病名」「発病」「初診日」欄はそれぞれの傷病について記載があるかを確認願います。
- ・ ⑩(3)「傷病名」欄には、2傷病以上の傷病の記載（「前発」、「基準」がわかるように）があるかを確認してください（1傷病しか記載がない場合は、既存障害が何であるかの確認をお願いします）。
- ・ 「初めて2級」に該当しない場合には、請求事由等をどうされるのかを確認する必要が生じますので、返戻となります。

※2 事後重症による年金請求が決定された後の「障害認定日による請求」の取扱い

年金請求書に、障害認定日による請求に必要な書類及び障害認定日において受給権が発生する場合には、事後重症による請求を取り下げる旨が記載されている「取下げ書」（12ページの参考様式参照）を添付して進達して下さい。

<提出書類>

- ・ 年金請求書（障害給付の請求事由欄「1」が○で囲まれているもの）
- ・ 障害認定日の診断書（直近の診断書は提出不要です。）
- ・ 加対者がいる場合は、生計維持を証明する資料
- ・ 年金証書（事後重症による請求分）
- ・ 取下げ書
- ・ 前回請求時から今請求時までの病歴
- ・ 前回請求時に事後重症請求とした理由が矛盾している場合にはその理由を説明する文書

なお、受付日は遡及しないため、障害認定日による請求日時点において、障害認定日の属する月の翌月から事後重症請求月（受給権発生月）までの期間のうち、既に時効が成立している期間は支給されませんので、あらかじめ請求者にご説明ください。

